

令和8年度湯浅まつりにおける移動販売車出店事業者募集要項

1. 目的

湯浅美味しいもん蔵敷地内で移動販売車（以下「キッチンカー」という。）による飲食物の販売を実施することで、湯浅まつり（以下「まつり」という。）における賑わいの創出を図る。

2. 販売条件等

- | | |
|------------|---|
| (1) 販売場所 | 湯浅美味しいもん蔵敷地内（別紙参照）
和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2708-5 |
| (2) 販売スペース | 12.5 m ² 程度（1台） |
| (3) 募集数 | 5区画 |
| (4) 販売商品 | 保健所から許可を得ている飲食物とする。ただし、アルコール飲料（酒類）のほか、本実行委員会が不相当と判断した飲食物は販売できない。 |
| (5) 出店日時 | 令和8年9月19日（土）16時～21時
※準備時間を含む。
※22時までには完全撤収すること。
※まつりが順延した場合も同様 |
| (6) 使用料 | 1,000円/台 |

3. 出店資格等

(1) 出店資格

次のいずれにも該当する者であること。

- i) 出店時、湯浅美味しいもん蔵（以下「施設」という。）の所在地におけるキッチンカーによる営業が可能な食品営業許可書を有する者であること。

- ii) 出店時、食品衛生責任者の資格を有する者が1名以上配置できる者であること。
- iii) 保健所が定める適切な衛生管理と調理等ができ、販売品を衛生的に取り扱える者であること。
- iv) その他事業者として不相当と認められる者でないこと。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する者は、出店申し込みをすることができない。

- i) 法律行為を行う能力を有しない者
- ii) 暴力団員（湯浅町暴力団排除条例（平成23年湯浅町条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同上第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者。暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- iii) 保健所による営業自粛の指導、営業停止、営業禁止又は営業許可取消の行政処分を受けている者
- iv) 販売場所の周辺又は販売場所周辺の交通事情に支障をきたす者又はそのおそれのある者

4. 応募申込手続

(1) 応募方法

湯浅町ホームページから申込様式をダウンロードし、郵送、持参又はEメールにより提出すること。

(2) 提出書類

- i) 湯浅まつりキッチンカー出店申込書
- ii) キッチンカー営業に必要な許可書等の写し
 - ・食品営業許可書の写し
 - ・食品衛生責任者であることを示すプレート又は食品衛生責任者養成講習修了証書の写し

- ・その他営業に必要な許可書、資格を有することを証する書類の写し

- iii) 出店するキッチンカーの車検証の写し

- iv) 出店するキッチンカーのナンバープレートが確認できる写真

(3) 提出先

下記「10. 問合せ先」と同様

(4) 提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時 必着

※郵送の場合は、上記提出期限の消印有効

5. 出店事業者の決定

(1) 決定方法

提出された出店申込書等の確認を行い、出店資格を満たしている者を出店事業者（以下「出店者」という。）として決定する。ただし、応募が募集数を上回る場合は、町内に店舗を有する者又は町内在住の者を優先し、その後主催者による抽選にて出店者を決定する。

(2) 決定日等

上記「4. 応募申込手続（4）提出期限」後、7～10日を目途に決定し、文書で応募者全員に出店可否を通知する。

出店者には施設敷地内（以下「敷地内」という。）における出店場所を明記した出店許可書（以下「許可書」という。）を送付する。なお、敷地内における出店場所は、本実行委員会で決定する。

6. 出店の取消し

次のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すものとする。

- i) 本要項に違反した場合

- ii) 本要項に規定する出店資格を満たさなくなった場合

- iii) 正当な理由なく、許可条件又は本実行委員会の指示に従わなかった場合
- iv) その他出店者として不適当と認められる場合

7. 出店時の注意事項

- i) 本実行委員会が指定する場所、時間においてのみ出店を許可する。
- ii) 正当な理由がない限り敷地内における出店場所の変更は認めないが、出店者双方の合意に基づく場合は、その限りでない。
- iii) 販売窓口を道路側に向けないこと。また、キッチンカーの道路にはみ出での営業、周辺道路における通行の妨げとなる営業を行わないこと。
- iv) 上記iii)を踏まえ、自店の客列の整理及び安全確保は出店者の責任により行うこと。
- v) 許可書はすぐに提示できるようにすること。
- vi) 敷地内は、出店者相互の協力により清潔に保つこと。出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置し、清掃や出店に際し発生するゴミ（食品残渣、食品容器、包装紙、カップ等）の処理は出店者の責任と負担により行うこと。

出店により発生した排水は、施設内やその周辺に流さず、出店者自身で処理すること。
- vii) 火気を使用する場合は、必ず消火器を用意すること。電源は、出店者自身で用意すること。
- viii) まつり来場者や近隣住民の迷惑となる行為は禁止する。
- ix) 出店に起因する事故（火災、食中毒等）や苦情は出店者が全責任を負い、誠意をもって対応すること。
- x) 出店することができなくなった場合は、速やかに当実行委員会へ連絡すること。
- xi) その他定めのない事項は、当実行委員会と出店者で双方協議のうえ決定する。

8. 損害賠償

- i) 出店者の責めに帰する事由により、施設及び敷地内の全部又は一部を滅し、損傷したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として出店者は支払わなければならない。ただし、施設及び敷地内を原状に回復した場合はその限りでない。
- ii) 出店者は、出店に当たり当実行委員会又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。また、出店者（従業員を含む）に損害が生じても、当実行委員会はその責めを負わない。

9. その他

- i) まつりが荒天等の理由により延期となる場合は、延期日のみ出店することができる。
- ii) まつりが荒天等の理由により延期となった場合、当実行委員会は出店者に対し一切の補償を行わない。
- iii) 運営上の事情等により本要項を予告なく変更、改定又は廃止する場合がある。

10. 問合せ先

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 1982

湯浅まつり実行委員会事務局（湯浅町ふるさと振興課内）

担当：北村・網谷

TEL：0737-64-1112

Eメール：kanko@town.yuasa.lg.jp